特定特殊自動車使用確認実施要領

第１　適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第17条第１項ただし書に規定する特定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認（以下「使用確認」という。）の申請を行う場合において、申請に係る特定特殊自動車に対して特定特殊自動車検査事務を行うことができる法第26条第１項に規定する登録特定特殊自動車検査機関（以下「登録検査機関」という。）が検査する場合に適用する。

第２　申請者

特定特殊自動車の使用確認の申請ができる者は、当該特定特殊自動車の使用者とする。

第３　登録特定特殊自動車検査機関との事前調整

1　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「規則」という。）第22条第１項に規定する申請書（規則様式第十六）における「特定特殊自動車検査事務を行わせる登録特定特殊自動車検査機関の名称」欄に記載する登録検査機関には、申請前に必要事項を確認しておくこと。

2　登録検査機関は、登録特定特殊自動車検査機関登録簿（環境省水・大気局自動車環境対策課にて閲覧可）によるほか、環境省ホームページ（http://www.env.go.jp）に掲載する。

第４　申請書、添付書面の提出等

1　申請は、特定特殊自動車１台毎に行うものとする。

2　次に掲げる提出先毎にそれぞれ定める申請書等を提出するものとする。

（1）提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課　オフロード法担当
〒100-8975　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
TEL 03-3581-3351（代表）　内線6525
提出物：規則第 22 条第 1 項に規定する申請書（規則様式第十六）及び同条第 2 項並びに第３項に規定する書面（以下「添付書面」という。）
部数：正本３部、副本１部
※申請書の宛名は環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名とすること。

（2）提出先：当該申請に係る特定特殊自動車の検査事務を依頼する登録検査機関
提出物：申請書の副本及び添付書面
部数：登録検査機関の指定する部数

3　申請書の添付書面及び記載要領は、別紙 1「申請書の添付書面及び記載要領」によるものとする。

4　申請書及び添付書面の提出は、上記２の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。

5　申請の結果を送付するため、申請書等の提出時に140円切手を貼った角形２号封筒に申

請者の住所氏名を記入し同封すること。

6　上記 2（1）に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、別紙 2「電子申請を行う際の添付書面（使用確認車）の様式等」に基づくものとする。

7　提出された申請書及び添付書面に不備がないことを確認した場合に審査を開始する。

8　申請書等の確認中及び確認に係る審査において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

第 5　特定特殊自動車の提示等

1　申請者は登録検査機関に対し、申請に係る特定特殊自動車を提示するものとする。

2　特定特殊自動車の提示に関するその他の事項は、登録検査機関毎に定める法第 27 条において準用する法第 21 条第 4 項に規定する特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程によるものとする。

第 6　試験方法

1　特定原動機技術基準に適合するかどうかの試験は、表 1 の第 1 欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第 2 欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

表 1

特定原動機の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 6 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙 3-1）
軽油を燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 7 号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の試験方法（別紙 3-2）

2　特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの試験のうち、規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものは、表 2 の第 1 欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第 2 欄に掲げる告示に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

表 2

特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙 3-1）
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の試験方法（別紙 3-2）

3　特定原動機の試験は車載状態で行うものとし、特定原動機の試験と特定特殊自動車の試験を同時に行うものとする。

第７　判定基準

1　特定原動機は、表 3 の左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合していること。

表 3

特定原動機の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項の基準

2　特定特殊自動車は、特定特殊自動車技術基準（規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものにあっては、表 4 の左欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表右欄に掲げる告示に定める基準）に適合していること。

表 4

特定特殊自動車の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号の基準

第 8　確認証

1　確認の結果、判定基準に適合している場合には確認証（第 1 号様式）を交付する。

2　確認証の交付の際に、次に定めるところにより、確認番号を付与する。

NI－○○○

3　確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4　確認証の再交付が必要な場合には、再交付申請書（規則様式第十七）（正本 3 部、副本 1 部）及び 140 円切手を貼った角形 2 号封筒に申請者の住所氏名を記入したものを同封し、第 4 の２（１）に規定する提出先に提出すること。

第 9　手数料

法第 30 条第 1 項の規定により登録検査機関に納めなければならない手数料は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成 18 年政令第 62 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、登録検査機関の定める額を登録検査機関の定める方法により納付するものとする。

第 10　申請書等へ記入する署名

1　使用確認の申請及び確認証の再交付申請をする場合における申請書には、押印に代えて申請をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者か

ら申請に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
2　外国人又は外国法人にあっては、申請書及び添付書面には、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第 11　その他
　主務大臣は、必要があると認めるときは、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき当該特定特殊自動車の使用者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

附則
1　施行期日
　この通達は、平成 18 年 8 月 15 日から施行する。

第１号様式

特定特殊自動車確認証

確認番号

特定特殊自動車の車名及び型式

特定特殊自動車の製造番号

備考
　燃料の種類

　定格出力

　再交付の履歴

　上記の特定特殊自動車は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたことを証する。

　　　　　　年　　月　　日

経済産業大臣　印

国土交通大臣　印

環　境　大　臣　印

別紙１　申請書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等
1　外観図	1　　外観図は、当該特定特殊自動車の前面、後面、側面及び平面の４図とし、１枚に表した４図面とする。 なお、図への寸法記入は要さない。 2　　図面の大きさは、日本工業規格Ａ列４番又は３番とする。ただし、同規格Ａ列３番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格Ａ列４番とする。 3　　外観図に代えて写真を使用しても良い。写真は、明確に判別できるものであること。
2　その他主務大臣又は登録検査機関が確認に関し必要があると認めた書面	1　　燃料の種類及び定格出力がわかる書類（当該特定特殊自動車のパンフレットや取扱説明書の該当部分のコピーでも可。）

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別紙２　電子申請を行う際の添付書面（使用確認車）の様式等

1.電子申請を行う際の添付書面は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により作成する。

2.PDF 形式とは、Adobe® PDF（Portable Document Format）形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録を PDF 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあっては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は 200dpi 程度とする。

3.電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送又は持参により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

4.添付書面の名称は下表のとおりとする。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	外観図	PDF 形式	01gaikanzu
2	その他必要な書面	PDF 形式	02sonota

(1)ファイル名は原則半角、小文字とする。

(2)添付書面が複数ページ、複数様式から成る場合であっても、原則１つの PDF ファイルとして作成する。

別紙 3-1　ガソリン･液化石油ガス特定原動機･特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法

1.適用範囲

特定原動機又は特定特殊自動車のガソリン・液化石油ガス特定原動機・特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法は、告示第 2 条第 1 項第 6 号又は告示第 7 条第 1 項第 1 号の規定によるほか、この規定によるものとする。

2.CO 等の排出量の測定

測定部における排出ガス成分濃度を測定する分析については、測定値が分析計のフルスケールを越えないように測定レンジを設定すること。

3.測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は行わない。

4.試験成績

試験成績について記録する。

別紙 3-2　無負荷急加速黒煙測定の試験方法

1.適用範囲

軽油を燃料とする特定原動機又は特定特殊自動車を無負荷急加速させた時の黒煙の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添の「無負荷急加速黒煙の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

2.試験用機器

2.1　黒煙測定器は、それぞれ次に掲げる基準に適合する排気煙採取部及び汚染度検出部で構成されるものとする。

2.1.1　排気煙採取部は JIS D8004 相当によるポンプ式で必要な排気煙を加速ペダルと連動して、330±15㎖ の排気ガスをろ紙を通して 1.2～1.6 秒の間に吸引できるものとし、ろ紙の汚染面積は 8㎠±0.24㎠ 以内とし、使用するろ紙の紙質は、JIS P3801 に規定する定量分析用５種Ａ相当とする。使用するろ紙の JIS Z 8721 相当による放射輝度率は 90±1.5％以内であること。ただし、放射輝度率は、特定の照明及び観測条件における物体表面の輝度を酸化マグネシュウム標準白色面の輝度で除したものを百分率で表した値とする。

採取接続管の内径は 4.8㎜ とし、プローブを除く接続導管の長さは 5m 以下とする。

2.1.2　汚染度検出部は、JIS D8004 相当による反射式で、放射輝度率に対し次式の汚染度を指示するものとする。

汚染度（%）＝100－1.15×放射輝度率

2.2　汚染度検出部の指示計は、最小目盛が 2%以下とし、等分目盛で指示することとし、指示範囲は 0～60%以上であり、汚染度検出部の指示計の指示誤差は、3%以下でなければならない。

ただし、指示計がデジタル式(数値表示式)の場合は、当該指示計が本項の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

2.3　汚染度測定前には、未汚染のろ紙約 10 枚の上に校正用マスクを重ねて汚染度 50%に調整する。また、放射輝度率あるいはこれに対応する汚染度が明らかな校正用標準紙を用いて調整することもできる。

3.測定値及び計算値の末尾処理

測定値の末尾処理は行わない。汚染度の 3 回の測定値の平均値は、小数第 1 位を四捨五入して整数値とする。

4. 試験成績について記録する。